

平成29年度 第5回

新宿区住宅まちづくり審議会議事録

平成30年1月12日

新宿区都市計画部住宅課

平成29年度 第5回 新宿区住宅まちづくり 審議会

開催年月日・平成30年1月12日

出席した委員

大方潤一郎、吉田正喜、石川彌榮子、西山博之、伊藤衛、吉良宮子、抜山静子、宮城清、國谷寛司、恵澤健二、市川貴久、中澤良行、新井建也

欠席した委員

佐藤滋、篠原みち子、大人慶太、横山武仁、平井光雄

議事日程

1. 審議事項

(1) 新宿区住宅マスタープラン（案）について

2. その他

議事のでんまつ

午前10時00分開始

○事務局（住宅課長） それでは、定刻になりましたので、平成29年度第5回新宿区住宅まちづくり審議会を始めたいと思います。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。私は事務局の住宅課長、金子でございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

最初に、委員の出欠状況をご報告させていただきます。本日出席いただきました委員の皆さまの人数は、今のところ18名中6名がまだ出席されていないということで、12名で、充足数の過半数は足りております。なお、若干遅れるというご連絡もありますので、人数の方はこの後、増えることと存じております。

次第に入る前に、まず、副会長の指名についてご報告させていただきます。前回、第4回の審議会において会長に選任された**大方会長**から副会長に指名された**佐藤委員**につきましては、**佐藤委員**ご本人の意思を確認し、副会長をお受けいただきましたので、ご報告させていただきます。本日は、**佐藤副会長**は別件の所要のため欠席ということで事前に連絡を頂いていま

す。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。初めに、お手元の資料を確認いたします。まず、A4、1枚の次第、資料1「新宿区住宅マスタープラン（案）」、資料2として「新宿区住宅マスタープラン（素案）に関するパブリック・コメント等の実施結果の概要」「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」「地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨」をホチキス留めでまとめています。資料2-2「第4回審議会での意見の反映（案）」、資料3は「新宿区住宅マスタープラン最終案(修正後)の素案からの主な変更点」ということで、今回、机上に配布した資料1の素案からの変更点になります。資料4「住宅マスタープラン策定スケジュール」、資料5「新宿区住宅まちづくり審議会委員名簿」です。資料に過不足等はありませんでしょうか。

それでは、会議に入る前に、会議中の発言についてお知らせいたします。ご発言につきましては座ったままで結構です。また、恐れ入りますが、マイクをご使用いただき、発言の際には「要求4」のボタンを押してください。発言終了後は、隣の「要求5」のボタンを押していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、**大方会長**、引き続き審議事項1から、進行の方をよろしくお願いいたします。

1. 審議事項

(1) 新宿区住宅マスタープラン（案）について

○大方会長 それでは、前回ご審議いただいて成案を得ました、この住宅マスタープランの素案ですが、パブコメを経て、今日、事務局が修正した案が出てまいりましたので、本日はパブコメのご意見が適切に反映されているか、また、このような修正でよろしいかご審議いただいて、承認していただくと。ようやくゴールが見えてきたというところです。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、資料に基づいて事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（住宅課長） 事務局です。それでは、私の方から変更点についてご説明を申し上げます。資料は、先ほど申しあげました最終案とまとめたものが資料1、それと資料2として概要と主な意見ということで、資料3がございますが、まずは資料2の方をご覧いただきたいと思っております。

まず、パブリックコメントの実施結果の概要についてご報告します。1ページ目、「1 新宿区住宅マスタープラン（素案）に対するパブリック・コメント等の実施結果の概要」です。

「(1) 実施時期」。パブリックコメントは平成29年11月15日から12月12日、地域説明会は平成29年11月15日から12月2日の間で、3カ所で実施しています。地域説明会については、出席者が延べ2名となっています。

「(2) 意見提出者数及び意見数」。意見書としまして、8名の方から170件のご意見を頂いています。また、口頭で、地域説明会において1名の方から1件頂いており、合計で171件のご意見を頂いています。

右のページに移りまして、そのご意見の内訳についてです。「(3) 意見項目内訳と意見数」ということで、171件中、住宅マスタープラン（素案）に関するものが168件、その他のものが一番下の欄になりますが、3件となります。なお、内訳については記載のとおりです。

この171件について、「(4) 住宅マスタープラン（素案）への意見の対応」ということで、住宅マスタープランに関する168件のうち、a～fまで、意見の趣旨を計画に反映したものが35件、意見の趣旨が素案の方向性と同じであるものが13件、意見の趣旨に沿って計画を推進するものが2件、意見として伺うものが78件、質問に回答するものが40件となっています。

「(5) その他の意見への対応」としては、意見として伺うものが3件となっています。

次ページ以降が、その詳細になります。これらの意見を踏まえ、素案の方に反映した主なものは資料3の方で後ほど説明させていただきます。

次に、審議会での意見の反映点をご説明申し上げます。資料2-2をご覧ください。第4回審議会における意見ということで、4項目ほど、意見の修正がございました。こちらについてはこのペーパーをもって説明をさせていただきますが、素案の40ページ、「基本目標2 (1) 2) ③ マンション管理の支援と老朽化への対応」の部分で、前回の審議会において、「マンションの長寿命化等についての情報提供を積極的に行っていきます」という記載について、「マンションを長持ちさせる改修等が入っていることが分かりづらい。老朽化対策、リフォームのようなことも入ってくると思うが、そのことが分かるように、マンションの実態に即した維持管理への支援のところに言葉を補ってほしい」ということで、修正後の最終案としましては、「マンションの計画的な大規模修繕等による長寿命化等についての情報提供も積極的に行っていきます」と、文言の加筆をさせていただきます。

52ページの「基本目標4 (3) ②多世代交流と地域活動の場の確保」についても、表現をもう少し工夫してほしいということで、記載のと通りの修正をしています。

「第6章 総合的・計画的な推進」に関しましては、指標についてのご意見がございまして、「目標値について、特別根拠のある数字ならば記載すべきだが、多ければ多い方が良いという

ような数字であれば、目標は100%であり、あえて書かない方がいいような気もする。その辺りはパブコメの意見も踏まえて最終的に決めればいいのか」というご意見を踏まえ、基本的には細かい数字ではなくて、数値を上げていく、下げていくという目標の記載の仕方に直しています。

90～91ページ目の「基本目標4」の「2 設定目標」については、「多文化共生の定着度の設定目標について、アンケート結果を掲載予定とのことだが、早く知りたい」ということです。こちらについては、今回の資料の案の中でもまだ記載されていませんが、これは2月初旬にまとまる予定ですので、その際には載せる予定になっています。

これらを踏まえて、主な変更点を資料3で抜粋しましたので、ご説明申し上げます。一つ目は、「第1章 目的と位置付け等」についてです。資料1の3ページ「2 計画の位置づけ」の、「住生活基本法に基づく住生活基本計画及び都道府県計画の内容を踏まえた計画としての性格も有しています」との記載について、「新宿区条例が住生活基本法の上位法であるようにも読み取れる。平易かつ適切な表現にするよう再考されたい」というご意見がございました。資料1の3ページをご覧ください。まず、本文については、法の条文を適切に記載する形で、「住生活基本法に基づく『住生活基本計画』に即した『東京都住宅マスタープラン』の内容を踏まえた計画としての性格も有しています」という本文に直すとともに、3ページの中段にある「マスタープランの位置付け」という図を修正しまして、条例に基づくということも分かるような形で記載を修正しています。

次に、「第2章 新宿区における住宅・住環境の現状と課題」についてです。「第1節 住宅・住環境の現状」ということで、7ページの部分です。こちらの解説の中で、区内の世帯構成数の割合の本文の部分ですが、全国の市区の中で新宿区は高いという趣旨を記載していますが、その根拠となる資料を記載されたいということで、新たに図3-3「単身世帯割合の高い市区」ということで、上位10位までを追記しています。全国の資料ですが、上位10位までだと全て東京都23区内の特別区のランクになっていますけれども、これは全国で見てもこの10位ということでした。

次に「第2節 住宅・住環境の課題」の「課題5」、区立住宅に関係するところです。資料1で申し上げますと22～23ページの部分です。こちらの記載については、区立住宅ストックについては新宿区の公共施設等総合管理計画との関連をしっかりと記載すべきだというご意見です。意見としまして、複数の方からも頂いていますが、最終案としましては、素案の文言の中に「新宿区公共施設等総合管理計画では」ということで、そちらに記載されている、そこで考え

ている内容について加筆する形で修正しています。具体的に申し上げますと、本文の中で、「平成29年2月に策定された新宿区公共施設等総合管理計画では、区営住宅は住宅に困窮する低所得者の住宅セーフティネットとして区が一定規模の施設を維持する必要がある施設と位置付けられています」という文言を入れた上で、必要なところの修正をかけています。

次に、「課題6 地域コミュニティづくりとしての住宅まちづくり」は、案の中の23ページ「(2) 地域の特性や課題に応じた住宅まちづくりの実現」の部分です。意見としましては、本文に記載されている内容のデータを巻末の資料に記載されたいということで、データの方を関連データ17、18で追記しています。なお、併せて自主修正として、本文の方を、記載のとおり修正をしています。

第3章については、表題の部分を、記載のとおり修正をしています。元々は「基本方針と視点」ということでしたが、記載が、本文の中身が「1 基本方針」「2 推進の視点」ということで、表題の方も「基本方針と推進の視点」という形で修正しました。

第4章の「基本目標1 安全・安心な住環境」の「(4) 住まい等の静穏の保持」についての意見は、表記が正しくないというご指摘を頂きまして、改めて表記を見直し、併せて本文も自主修正という形で修正させていただいています。

「基本目標2 住生活の質の向上 (1) マンションの適正な維持管理及び再生への支援」については、先ほどの審議会の意見ということで、「長寿命化等」という言葉が分かりづらいということですので、「計画的な大規模修繕等による長寿命化」ということで、リフォームや老朽化対策という趣旨をこの文言に込めて記載しました。

次の「(3) マンション建替え等の促進・支援等」については、表題の、等、等というところを修正した形で直しています。

同じ41ページの今の部分ですが、本文の記載内容が、従前のところだと、突然「法改正を踏まえ」という表現になっていましたので、法律の名称と、その改正の内容とは何かというご質問がございました。本文の方を記載のとおりに見直しするとともに、「マンション建替え等の円滑化に関する法律」の用語解説を追加し、この中で法改正の内容も説明する形で修正をかけています。

次に、「(3) マンションの建替え等の促進・支援等 ②まちづくりと一体となったマンション建替え等の推進」の部分で、マンション再生の、「再生」とは一体何かというご質問がございましたので、「再生」という言葉ではなく、「建替え等の推進」という言葉に入れ替えています。

「(3) 多様な居住ニーズに対応する仕組みづくり」では、意見の趣旨としましては、小項目として「以下の諸施策を体系的に組み合わせて、さまざまな住み替えニーズに対応する住み替えの支援の体制を構築します」とあり、以下にまた小項目で施策が並んでいたのですが、基本的にそれは不要であろうというご意見を頂きまして、私どもも、まさしくそのとおりと認識して、該当箇所を削除しています。

「基本目標3 誰もが住み続けられる住まい・まちづくり」は、49ページ「(3) セーフティネット機能の強化 ①入居者選定方式の見直しの検討」の部分ですが、素案の修正前の表現では、「障害者や高齢者等の住宅確保要配慮者に配慮する方式の導入を検討します」という記載でしたが、そうなりますと、意見にありますように、これまで何もしなかったようなものになっているということですので、現在、既にやっていることの見直しですので、表現を修正後という形で、最終案に反映しています。

次に、「基本目標4 地域社会を育てる (3) 活発な多世代交流のための住環境づくり」は、前回の審議会で、もう少し分かりやすい文章にということで、記載のとおり、具体的な例示を入れる形で修正しています。

最後に、「第6章 総合的・計画的な推進」の部分の指標について、91ページの上の段の枠の部分です。前回はこちらは紹介書の交付件数でしたが、分母と分子の関係で示した方がよろしいと私ども事務局は判断いたしまして、交付率ということで、相談件数に対する交付件数の率を上げていこうという形で目標の設定を見直しています。その他の箇所につきましては、先ほどの資料2の中で、今、ご説明したのは13項目になりますが、その他、件数としましては35件の意見を反映しています。その内容としましては、例えば表記について、不適切な表記、西暦・和暦の混在、グラフの中の統一されていない表現、グラフの年代、例えば5年置きにやったものがあったり、1年置きにやったものがあったりといったところの統一、それから文言について、分かりづらい、平易でない文言があるといったご意見を踏まえながら、文章の見直し、またさらに、書式について読みづらいという意見がございましたが、そういったことも反映しながら、平易な文章、分かりやすい文章、正確な単語ということで見直しもかけています。変更点につきましては以上です。

○大方会長 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

○國谷委員 細かい点で申し訳ないのですが、ざっと読ませていただきましたら、まず、資料1の2ページの下から5行目ぐらいに「さらに」という文言があります。これは「重要な課

題」の追加の「さらに」ということだと認識しますが、そうしますと、この「さらに」の最後の文章が「低下してきています」というのは、これもやはり課題だと思うのですが、その課題の意味で「さらに」というのを続けているかどうか、確認しておきたいと思います。

それから、資料2の21ページの111番ですが、この右の方の表記で、「ご意見として伺います」の5行目に、「高齢者」の次に「障害者」という文言があります。これは常用漢字ではないということで、今は被害の「害」を使っているわけですが、「害」よりもむしろ私はひらがなのがいいと思っていますけれども、この「がい」を、どちらかの「がい」、要するに、ここでは被害の「害」の方を使っておりますので、そちらの方に訂正なさった方がいいのかなと思います。

それから、26ページの項目137の左側の4行目ですが、「新宿区種変」となっているのは「周辺」で、これはパソコンミスですよ。ですので、これも直された方がいいのかなと思います。以上、細かい点ですが、申し上げます。

○大方会長 ありがとうございます。事務局の方、何かお答えをお願いします。

○事務局（住宅課長） まず、1点目、本編の2ページ、「さらに」の部分の語尾の件ですが、地域のコミュニティの機能も、相互扶助の機能が低下していることも課題の一つという認識で記載していますので、文言の語尾の部分は、もう一度検討したいと思います。

それから、資料2の幾つかの変換ミスのご指摘につきましては、修正させていただきます。

○大方会長 今の障害者の「害」ですが、この害は害するではなくて、碍子の「碍」なので、本来はこれが正しいと思うのですが、ただ、一般にひらがなで使うというケースも多いので、これは新宿区全体で何か決まりがあれば、それに即したものにされたらよろしいかと思います。

他にいかがでしょうか。私が一つ気になったところがございます、修正した方で、資料3の方で言うと4ページ、P41の「マンション再生の推進」の再生を「建替え等の推進」に直したところですが、おおむねこの方がいいのかもしれませんが、ただ、元々、東京都のマンション再生まちづくり制度という制度があつて、それを引用していることもあり、それから、マンション再生には多分、本当の建て替えだけではなくて、大規模修繕といいますか、後でエレベーターを付けるとか、大規模に耐震補修するとか、一部減築するなどということも入っているのかなという気もしましたので、「建替え等」が付いているからそれでいいのかもしれないけれども、何もこのご意見に従って、慌てて「再生」を直さなくてもいいのではないかなという気もするのですが、どうですか。これを直してしまうと、かえって意味が変わってしまうような気がします。つまり、東京都さんの方はそういう制度を用意しているので、この言葉を

使っているということですので、むしろそのままの方がいいかもしれないと思うのですが、どうでしょうか。ただ、分かりにくいと言われれば、確かに「再生」というのは分かりにくいかもしれませんが、どうしますか。

○市川委員 意見としてなのですけれども、「建替え等の推進」と言ってしまうと、よくあるのは、耐震改修か建て替えか、大規模修繕なのか、いっそのこと一切の大規模修繕をストップしてしまって、3年がかりで建て替えを検討していくのかという議論が、現場ではよくあるように思います。従って、どちらかという議論の中で、こういったところで「建替え等の推進」と言ってしまうと、**大方会長**の方からありましたとおり、「等」だからいいのだけれども、片側を言ってしまうとちょっと偏りが出るかもしれないという気はします。従って、これはものの書き方ですが、「建替えや改修等の推進」など、多少、てんびんに平行感を持たせたような形で表現した方がいいのかもしれない。意見まででした。

○大方会長 これは、東京都のマンション再生まちづくり制度については、本編の102ページの左上の解説が付いているところですが、今のこの東京都のマンション再生まちづくり制度でいうマンション再生というのは、どのような内容ですか。基本的には、やはり建て替えですか。

○事務局（住宅課長） 東京都のマンション再生まちづくり制度は、基本的には建て替え制度です。周囲の敷地と一緒に建て替えていくということになります。

○大方会長 ただ、その建て替えの際に、何か耐震補強しながら大規模にいじるなど、そういうことは入らないということですか。要するに、そういうものを助成するという話だけれども、助成の対象は、本当に、壊して立て直すということしか対象にならないのですか。どうなっているのですか。

○事務局（住宅課長） 既存の建物の改修は、耐震補強等々で別の制度として存在しつつ、マンション再生まちづくり制度というのは、まちと一体になった建て替えについての支援制度です。

○大方会長 そうであるなら、「建替え等」とするのもいいかもしれせんし。そこ次第ですが。ちょっとその辺を精査された上で、最終的に決定していただければよろしいのではないのでしょうか。東京都も、何が何でも建て替えろということでもないような気もするものですから。

○事務局（住宅課長） よろしいでしょうか。

○大方会長 どうぞ。

○事務局（住宅課長） 既存を活用しての改修等につきましては、その左の40ページのとこ

ろで、「計画的な大規模修繕等」「長寿命化」という形で記載しています。右側の方は、どちらかという建て替えというイメージの区分で記載しています。

○大方会長 そこはよく分かるのですが、ただ、ここで区として進めるのが、要するにまちづくりと一体となったマンション再生ということなのですよ。そうすると、まちづくりの中で、ここは建て替えようとか、ここは建て替えなくて既存のストックで生かして、ただ大規模修繕とか耐震補強でいこうとか、そういう判断も出てくるのではないかという気がしたものですから、何が何でも建て替えというふうに区民の方に受け取られても、かえっていけないのではないかと。むしろ、大規模修繕ということを前のP40の方で付け加えたりしているものから、そうであれば、ここは少し広めに取って、あえて「建替え等」としないで、再生には建て替えだけではなくて、いろいろな対応が含まれますというようなお答えをするということもありかなと思ったものですから。ちょっと精査してみてください。特にどちらにしろということでもございませんが。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○西山委員 ちょっと細かいところになるのですが、図3-3で、単身世帯の高い市を並べたということで追加されたということで、先ほどご説明がありました。結果的に区だけになったというご説明もありましたが、単純に見たときに、23区内で比較されたのかなと見てしまうのかなと。そうすると、「全国10位まで」など表題を付けておいた方がいいかなと思いました。ちなみに、次の9ページ、一人暮らし世帯のところ特別区と入っているので、多分、これを続けて見たときに、7ページの方は23区内の高いところと読み取られる恐れがあります。

ちょっと細かいところですが、9ページの図5-1が「区内の」となっていますが、他が「新宿区の」となっているので、その表記を統一ができればと思います。以上です。

○大方会長 ありがとうございます。

○事務局（住宅課長） ありがとうございます。

○大方会長 そのようにしたいと思います。よろしいですね。

○事務局（住宅課長） はい。

○大方会長 他にいかがでしょうか。何かお気づきの点がありましたら。恐らく今日が最後になると思いますので。

特に、先ほどもありましたが、変更したところよりも、むしろ「ご意見として伺いました」といって、ある意味却下のご意見についても、これで適切かどうか、一応確認しておいた方がよろしいかと思いますが、大体よろしいでしょうか。膨大なので、まだ、なかなか目が行き

届いていないかもしれませんが。

事務局として、この辺はちょっと悩んだのだけれども、どうだろうかというような、何か委員の皆さんにお諮りするようなことはございますか。いろいろ回答を書く中で、悩んだところもあるのではないかと思います。問題はございませんでしたか。

○國谷委員 個人的な感想ですけれども、前々からそう思っていたのですけれども、116ページに審議会の開催経過と、それから117ページに審議会の委員名簿の記載がありまして、私は、これは最後に付ける参考資料としてではなくて、別建てで付けた方がいいのかなど。これは感想なので、そういう声があったということで認識していただきたいと思います。

○大方会長 そうですね。こういう情報が載っているのはいいけれども、順番としてここに入っているのは何かあれですね。データがあって、それで参考資料5の基本条例が来るのはいいけれども、この審議会開催経過や名簿は、本当の一番最後か、逆に頭の方か。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長です。この意見は多分、おっしゃるとおりの位置に載せる場合が多いと思いますので、こういった計画は他のものも幾つかありますので、そういったものとの統一を図りながら、今の意見を踏まえまして、適切に対応したいと思います。

○大方会長 そうですね。多分、参考資料は、5以下を後で付け加えたのだらうなということは、忖度できますので、適宜修正してください。

○幹事（都市計画課長） そうなのです。そのようなケースがままあると思いますので、それも踏まえて。はい。

○大方会長 あとは、よろしいでしょうか。

○西山委員 15ページの区立住宅のストックのところの、下の図12ですが、先ほど西暦・和暦の話もあったのですが、これは平成29年度から平成34年度、平成39年度となっていて、タイトルは「住宅の推移」となっていますが、これは推計なのですか。実績なのか推計なのか。それとも年次表記に誤りがあるのか、ちょっと分からなかったのですが。

○大方会長 ごめんなさい。ちょっとフォローできなかったの。何ページですか。

○西山委員 15ページです。時点が平成29年度で、これは実績だと思うのですが、平成34年度、平成39年度というのは、この年次としては少なくとも実績ではなくて推計になりますし、年次の誤りか推計なのか。

○事務局（住宅課長） こちらの表記は、この本文の下にありますとおり、竣工後35年を経過する住宅の数の「変化」の方が適切だったかもしれませんが、推計ではなくて実績として、現に建っているものが、新築から35年経過しただらうということで、数字で足し算をしていっ

ているものですから。

○**大方会長** こうなるはずだという話ですね。

○**事務局（住宅課長）** 今後の、推計ではなくて、実績。推移という言葉について、ちょっと。

○**西山委員** でも、推移ではないですよ。

○**事務局（住宅課長）** 推計値ではない。

○**大方会長** 推移ではある。将来の推移だよ。

○**石川委員** そう。

○**西山委員** 先ほどの年次表記も含めて、ちょっと誤解を受けるかなと。

○**大方会長** 推計というより、予測ぐらいの方がいいかもしれないね。

○**事務局（住宅課長）** 予測ではなく、事実として35年たって。

○**大方会長** ただ、その前に取り壊してしまうかもしれないから。

○**事務局（住宅課長）** そうですね。

○**大方会長** あくまで予測だよ。

○**西山委員** それがあるので、推計の方が近いのかなと。

○**大方会長** ただ、推計だと、かなり分からないものを持っている感じだから。

○**西山委員** 人口推計とはまた違う。

○**大方会長** 予測ぐらいなら。あるいは予定というか。まあ予測か。本当は、現状で築何年のものがこれだけあるというものがあれば、それでいいわけだけれども、それもあれですからね。どうしますか。何かちょっと考えてみてください。分かりやすいように。ただ、これは出典が書いてあるから、多分、その元の方にそう書いてあったのでしょうか。では、推移（推計）とか、（予測）とかにしたらいいのではないのでしょうか。

これは表題として、上に書いてある文章が、「区が所有する区立住宅、18団地741戸のうち、今後10年間で竣工後35年を経過し、更新期を迎えるものは区営住宅、特定住宅、事業住宅合わせて、8団地376戸あります」と書いてある、「あります」の表現をちょっと工夫して、「となる見込みです」などにしておけば、将来のことだということが分かるのではないのでしょうか。なかなか完璧を期そうと思うと、結構難しいと思いますが。

○**西山委員** すみません。細かいところを。

○**大方会長** いえいえ。せっかくですから、できるだけ100点を目指して。

これは、今日これが通りますと、この資料2も公表されるわけですね。

○事務局（住宅課長） 審議会の資料として、案という形で公表があるのと、最終的に成果物として、マスタープランのこの本編と、決裁をとって常任委員会に報告された後には、これとセットで資料2も、決定したものが公表されます。

○大方会長 ですから、ある意味、資料2の回答の中身がまたちょっと問題があると、意外ともめたりしますので、その辺も、多分もう問題ないのだと思いますけれども。むしろこちらのほうが重要かもしれませんので。あまり、今、この場でどうだと迫ってみても、一気には追いつかないかもしれませんので。大体これでよろしければ、もしこの後またお気付きの点があれば、今日明日ぐらいのうちに事務局の方に頂ければ、また、それなりの対応もできるかもしれませんので。

かなり何回も集まっていたいて、ご議論いただいた素案でして、少し表現は直しましたが、おおむね趣旨は変わらないままここまで来ましたので、大体よろしいかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

では、さらに何か事務局からご説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

2. その他

○事務局（住宅課長） それでは、次の次第の方に移りたいと思います。「住宅マスタープラン策定スケジュール」の説明です。記載の方はパブコメ等がございますが、今回、1月の審議会を受けまして、庁内で再度、本日のご意見、また本日以降頂くご意見等も踏まえながら、最終案を決定しまして、2月に決定していきたいというスケジュールで考えています。

○大方会長 はい。よろしいでしょうか。

○事務局（住宅課長） スケジュールの説明の方は以上でございます。

○大方会長 それでは、これで本日の議事は全て終了ということになりますが、よろしいでしょうか。

それでは、特に会長としてごあいさつもなく、皆さまのご意見を求めることも、もうございませんけれども、本日は、これまで1年半ぐらい、2年ぐらいかかりましたでしょうか、長い間ご審議をありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局（住宅課長） 皆さん、本日はご審議をありがとうございました。資料の方が、量が多くなっていますので、また改めてご意見等がございましたら、先ほど会長の方からもお話いただきましたが、事務局の方にご連絡いただければと思います。なお、本日の議事録につきましては、後日、納品があり次第、皆さまにお送りして、ご確認いただく予定になっていま

す。

本年度の審議会につきましては、今回で最後となります。来年度の審議会の開催時期は未定です。それにつきましては、後ほど開催通知の方を送らせていただきます。ご質問等はございますでしょうか。

○大方会長 よろしいでしょうか。

○事務局（住宅課長） なければ、以上をもちまして、本日の審議会を終了といたします。本日はありがとうございました。

○大方会長 どうもありがとうございました。

午前10時42分閉会